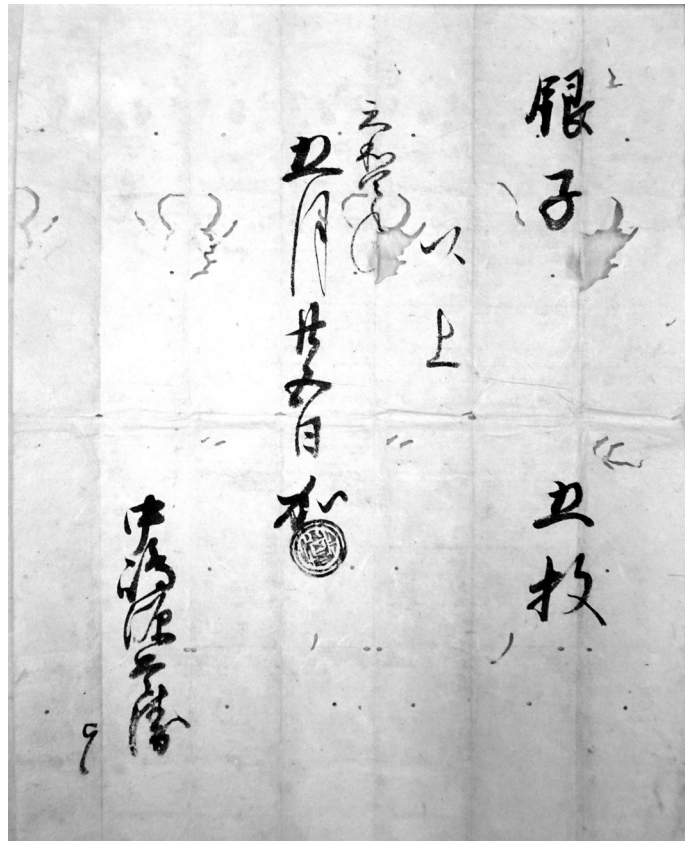




本史料（部分拡大）
印判径2.1cm



元和4年5月25日付鍋島直茂黒印状（本史料）
縦32.0cm、横24.3cm

【史料紹介】元和四年五月二十五日付鍋島直茂黒印状

松本尚之

はじめに

本稿は、佐賀県立博物館が令和六年度に受入れた元和四年（一六一八）五月二十五日付鍋島直茂黒印状（以下、本史料）一通について基本情報などを共有するとともに、若干の私見を付し史料紹介とするものである。本史料の画像は上掲のとおりである。

一、基本情報等について^①

〈積文〉

銀子 五枚

以上

元和四年
五月廿五日 加（黒印）

中嶋源兵衛

まいる

本史料は、元和四年五月二十五日付け、銀子五枚の目録で、中嶋源兵衛



画像1 (慶長16年推定)
6月27日付鍋島直茂書状
(坊所鍋島家文書75号) 部
分拡大
印判径2.1cm



画像2 月欠24日付鍋島直
茂書状(坊所鍋島家文書77
号)部分拡大
印判径2.1cm

を宛所としたものである。年紀は月日の右肩に付く。中嶋源兵衛は、龍造寺家晴家中で、肥前における合戦等で戦功を挙げ、佐賀藩祖鍋島直茂からの褒賞歴を持ち、寛永十二年(一六三五)、九十七歳のときに諫早家二代の直孝に殉じた人物とみられる。⁽²⁾

本史料の発給者は、日付下にある「加」の墨書とその下に押捺された丸形黒印によって表される人物と考えてよいだろう。この点、すでに『九州防長郷土誌 今井書店古書目録』⁽³⁾が当該の黒印を、鍋島加賀守直茂の印判の一類型としている。後述のとおり本稿もこれと同様の結論を採るが、本史料の理解上、重要な点であるので、結論の重複を厭わず、前掲『九州防長郷土誌』を踏まえたくて、「加」の墨書と黒印が表現する人物について、念のため以下に確認をしておきたい。

肥前における中世・近世の印判・印判状については、三好嘉子編纂校註『花押印判集影』⁽⁴⁾鈴木敦子「肥前国における印判状について」⁽⁵⁾による紹介・研究がある。それらの中で紹介されている鍋島直茂(信生)使用の印判の一つに、本史料の黒印印文に近似するものをみることが出来る。いまその一例として、(慶長一六年推定)六月二十七日付鍋島直茂書状の印判箇所を掲げると画像1のようである。

鈴木論文は、この型の印判使用は直茂の加賀守時代(天正十八年(一五九〇)正月以後とし、黒印と一緒に墨書される「加」を加賀守の意として捉えている。⁽⁷⁾

また、鈴木論文が加賀守時代の印判として挙例する月欠二十四日鍋島直茂書状も画像2として掲出し確認しておきたい。この史料には、図1や本史料と同じとみられる印文の印判が捺される。同時にこの史料には、「加」の肩付をもって「直茂」実名の墨書があり、これによってここまでみている印文の印判が直茂その人のものであることを明瞭に知ることができる。

以上、本史料に使用されている印判が鍋島直茂その人のものであり、したがって、本史料の発給主体が直茂であるということを本稿でも確認しておきたい。

二、本史料の発給状況について

佐藤進一『新版 古文書学入門』によれば、印判状とは、「花押のかわりに印章を捺した文書であって、室町時代に起こり、戦国時代に入ってからに広まり、江戸時代に及んだ」ものとされる。⁽⁸⁾また、上位者や対等な間柄の者に対しては用いず、印の色は黒が朱に対して相対的に薄礼、ともされている。⁽¹⁰⁾荻野三七彦氏による、「印判状に捺印した印肉が朱か墨かのいずれかによって朱印状・黒印状の区別を生じ、それを総称して印判状という(後略)」との解説を参照すれば、黒印押捺にて発給されている本史料は、印判状の一つと捉えてよいだろう。

また荻野氏や佐藤氏によって、印判が有する特徴として、花

押よりも相対的に簡便性を有しており、また物理的にその人物しか押捺できないという性格のものでないという代替可能性を有していること、さらに多量の発給を要する同内容の文書等の発給に適していたことなどが指摘されていることも、以下の本稿行論とのかかりで確認しておきたい。¹²この点、鈴木論文が、「老体故、判形六ヶ敷候間、印形ニて申候、為御存知候」といった記載のある五月二十八日付龍造寺隆信書状など肥前の事例から、中世・近世の肥前における、印判使用の花押に対する相対的薄礼さを指摘していることも、あわせて確認しておきたい。¹⁴

ところで、本史料が直茂によるものであるとした場合、発給日として記載のある元和四年五月二十五日は、直茂が没した元和四年六月三日の直前、およそ十日前の日付にあたることは注目される。¹⁵一次史料ではないものの、『直茂公譜考補 十』（以下、『考補』）の元和四年の記事には、例えば次のようにある。¹⁶

△元和——松本注△

一同四年戊午、公去夏ヨリノ御耳痛、当春ニ懸ケ猶御快カラヌ、
（朱字「ス」）

弥御痛ミ強ク、（中略）乍然御機躰ハ少モ御衰ヘナシ、

元和三年から「耳痛」を患っており、「機躰」は少しも衰えずとはあるものの、直茂は翌四年六月に死去することとなる。¹⁷右掲記事から降った『考補』の記事には、「死様」を意識するに及んだ直茂の様子や、家中の重大事を直茂の「御座所ニ向ヒ鬮ヲ取、其鬮次第ニ決定」する^{（第）}という、体調不良による直茂の執務能力への影響をうかがうことができる。¹⁸

このように末期に臨んだ直茂について、『考補』は、「公御遺言ノ覚書」として、元和四年五月二十一日以降、一つ書き形式で直茂の遺言を書き上

げている。孫にあたる忠直（翁介）についてなど内容は多岐にわたるが、注意されるのは、「生斉、用専へ米拾石充、当時可申付事、」のように、諸氏に対する財産給与の内容が一定の割合を占めていることである。¹⁹その中の一か条に次のようにある。²⁰

同日（二十五日）——松本注

一少の物も我等印判にてとらせ可申事、

これによれば、五月二十五日、「少の物」の給与に関する遺言がなされており、それは直茂「印判」によって実現されるものであったことがわかる。この記事内容と同じ日付を持ち、直茂の印判による銀子五枚の給与を内容とした本史料は、こうした末期の直茂遺言にかかわる史料の一つとして理解できないだろうか。

おわりに

以上前章までに、本史料は、体調不良により十分な執務を果たせない状況となり、ついに遺言にまで至った鍋島直茂が、印判によって諸氏へ財産を給与したと関連するものではないかということを述べた。ここで印判が用いられたのは、一定数を発給する必要のあったであろう財産給与のための目録という文書の性質に、前章にみた先学の指摘、すなわち印判が備える簡便性以下の特徴が合致したためと考えてよいだろう。

ところで、前章末尾に掲げた『考補』の記事内容を改めてみると、わずかの財産給与であっても、印判によって、すなわち直茂の責任にかかわる印判状の発給を条件として、給与実現がなされるもののごとく受け取ら

れる。体制的に満足な執務執行が叶わない状況下にあつて、先学指摘の如く押捺における代替可能性を有した印判という文書発給方法の存在が、佐賀藩成立期を生き藩祖となった直茂の、財産処分という場面での権限行使（それが例えば当主権などどういった性質のものであるかは別途検討せねばならないとしても⁽²⁾）を最期まで可能ならしめていたことは、印判が近世初期鍋島家中において果たした役割の一つとして、当面、確認してよいのではないだろうか。

もとより、『考補』の記事内容を前提とした本稿の以上の推論は、印判状、佐賀藩政史などの諸研究を踏まえたくて別に十分な検討を要するのほもちろんである。その意味でも、不十分な内容に終始したうらみはあるけれども、本史料に対する筆者の当面の理解を示し、ひろく御叱正をお願いして史料紹介としたい。

【付記】本稿を成すにあたり、佐賀県立図書館の阿部大地氏、野下俊樹氏の御教示・御協力を得ました。記して感謝申し上げます。

【参考文献】

- ・『九州・防長郷土誌 今井書店古書目録』第二二号（二〇二二年、今井書店）
- ・荻野三七彦執筆「印判状」の項（『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九七九年）
- ・荻野三七彦『印章』（吉川弘文館、新装版一九九五年）
- ・三好嘉子編纂校註『花押印判集影』（三好不二雄、一九九三年）
- ・佐藤進一『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、新装版二〇〇三年）
- ・鈴木敦子「肥前国における印判状について」（鈴木『戦国期の流通と地域社会』同成社、二〇一一年、初出は二〇〇六年）

注

- (1) 以下、基本情報等については、『九州・防長郷土誌 今井書店古書目録』第二二号（二〇二二年、今井書店）をも参照した。
- (2) 中嶋源兵衛について、満井トキ・野中素校注『諫早郷土史料叢書V 諫早御家中家系事蹟 他』（諫早郷土史料刊行会、一九九八年）六一・六二頁を参照。直孝については、『諫早家系事蹟』（諫早史談会、一九八七年）四三四頁をも参照。
- (3) 第二二号、二〇二二年、今井書店、七頁。
- (4) 三好不二雄、一九九三年。
- (5) 鈴木『戦国期の流通と地域社会』（同成社、二〇一一年、初出は二〇〇六年）。本鈴木論文は、龍造寺隆信、同政家、鍋島直茂の印判状について博搜整理された、肥前佐賀における同分野の到達点的研究と考えてよいと思う。この点、野下俊樹氏の御教示も得た。
- (6) 坊所鍋島家文書七五号、『佐賀県史料集成』第十一巻（佐賀県立図書館、一九七〇年）。前掲三好嘉子編纂校註『花押印判集影』十頁、前掲鈴木「肥前国における印判状について」一〇二〜一〇五頁、及び一一〇頁以下を参照。画像データは佐賀県立図書館データベース（<https://www.sagalibdb.jp/komonjo/detail?id=61785>）による。
- (7) 前掲鈴木「肥前国における印判状について」一一五頁。直茂の加賀守任官は『佐賀県近世史料』第一編第六巻（佐賀県立図書館、一九九八年）五九九頁をも参照。
- (8) 坊所鍋島家文書七七号、前掲『佐賀県史料集成』第十一巻。鈴木論文一〇五頁表5に掲出あり。画像は、佐賀県立図書館データベース（<https://www.sagalibdb.jp/komonjo/detail?id=61956>）による。
- (9) 佐藤『新版 古文書学入門』（法政大学出版局、新装版二〇〇三年）一七七〜一八六頁参照、引用は一七七頁による。
- (10) 以上、前掲佐藤『新版 古文書学入門』一七七〜一八二頁、荻野三七彦「印判状」の項（『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九七九年）、参照。
- (11) 前掲荻野「印判状」の項、九〇一頁。
- (12) 前掲荻野「印判状」の項、荻野三七彦『印章』（吉川弘文館、新装版一九九五年）三八四・三八五頁、前掲佐藤『新版 古文書学入門』一八〇・一八一頁、参照。
- (13) 多久家書物一・三八号、『佐賀県史料集成』第十巻（佐賀県立図書館、一九六九

年)。

(14) 前掲鈴木「肥前国における印判状について」一〇七・一〇八頁参照。なお管見では、鈴木論文は、本文にも引いた龍造寺隆信書状(多久家書物一・三八号)などの例から印判が備える相対的薄礼さという点を特に確認しているように読み取られ、それ自体は正しい。ただ、鈴木論文も承知済みの事柄とも思うが、本稿ではあわせて「老体」という文書発給者である隆信が置かれた体調・心身の状況が、印判使用を必然化させているという点に特に注意したいと思う。

(15) 前掲『佐賀県近世史料』第一編第六卷、五九九頁。

(16) 『佐賀県近世史料』第一編第一卷(佐賀県立図書館、一九九三年)八二五頁、丸・鍵括弧の傍注も同書による。

(17) 鍋島直茂の晩年については、川副義敦『戦国佐賀の武勇 龍造寺隆信と鍋島直茂』(佐賀新聞社、二〇二五年)二五〇～二五二頁も参照。

(18) 前掲『佐賀県近世史料』第一編第一卷、八二九頁参照、引用・傍注同じ。

(19) 以上、前掲『佐賀県近世史料』第一編第一卷、八二九頁・八三〇頁参照、引用同じ。「翁介」については前掲『佐賀県近世史料』第一編第六卷・六〇二頁参照。

(20) 前掲『佐賀県近世史料』第一編第六卷、八三〇頁。

(21) 柴多一雄「佐賀藩の知行判物について」(『九州史学』八八・八九・九〇号、一九八七年)は、鍋島直茂と勝茂の関係において、家督移譲後の前者への一定の藩主権限留保の事実を明らかにしている。本稿の直茂財産処分の問題とは性質を異にすると思うが、本稿の問題を考えるうえでも学ぶべき研究であろう。

(まつもと・たかゆき／佐賀県立博物館学芸員)